

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和5年度 第1回寒川町都市計画審議会		
開催日時	令和5年7月27日（木） 14時～15時10分		
開催場所	対面・オンライン併用会議（議会第1会議室、zoom）		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>委 員：森一光、柳田遊、小泉秀輔、 梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、内野晴雄、 山上貞人、西山俊昭、益淵隆徳（10名）</p> <p>欠 席：齋藤正信、柳下雅子、中村基寛、石黒秀樹（4名）</p> <p>事務局：木村町長 都市建設部 飯田まちづくり担当参事 都市計画課－石黒課長、廣田、仲嶺、上条 倉見拠点づくり課－鈴木課長</p> <p>傍聴者：1名</p>		
議 題 等	<p>○議題 会長・副会長の選任について</p> <p>○報告事項 都市計画道路 倉見大神線の変更について</p>		
決定事項			
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一 部非公開の場 合を含む）	

議事の経過	<p><b>1. 開 会</b></p> <p><b>【石黒課長】</b></p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので「令和5年度第1回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の会議において、会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます、都市建設部都市計画課長の石黒と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に記載のとおり、都市計画法第77条の2の規定に基づき設置しており、また、会議の公開については、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開であり、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっていることから、ご入室をいただいておりますのでご了承をお願いいたします。</p> <p>本日の会議につきましては、対面及びweb併用の会議でございます。会議の進行において至らない点があるかは存じますが、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、webでご参加いただいております委員の方へ、会議に当たってご留意いただきたい事項を5点ほどご説明いたします。</p> <p>①会議の進行中は、基本的に委員の皆様のマイクはミュートとなっております。ご発言の際にはミュートを解除してご発言くださいますようお願いいたします。</p> <p>②議事に際して意見や質問がある場合には、事前にお渡ししております赤の「質問カード」をご提示いただき、司会・進行からの指名の後、ご発言ください。また、万が一司会・進行が気づかない場合には、適宜のご発言をお願いいたします。</p> <p>③異議がない場合は黄色の「異議なしカード」をご提示ください。</p> <p>④議題の説明時には、zoomの画面共有機能により、資料を共有させていただきます。</p> <p>⑤その他、途中で不具合がございましたらチャット又は電話にてお知らせくださいますようお願いいたします。</p> <p>続きまして会議規定について、本日の出席委員は10名で、寒川町</p>
-------	---

都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員が出席されておりますので、本会議の成立要件を満たしていることを報告いたします。

なお、齋藤委員、柳下委員、中村委員、石黒委員は、本日所用のためご欠席との連絡をいただいております。

本日の審議会でございますが、概ね1時間程度を予定しておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、配付資料を確認させていただきます。

まずは次第、裏面に別紙としてZoomによる会議案内でございます。

資料1 寒川町都市計画審議会の条例、裏面に資料2 寒川町都市計画審議会委員名簿でございます。

資料3 都市計画道路 倉見大神線の変更について。

資料4 第8回線引き見直しについて。

資料5 第8回線引き見直しにおける基本的基準の概要。

資料6 第8回線引き見直しにおける基本的基準。

資料7 相模川流域下水道寒川平塚幹線について。

資料は以上でございます。過不足はございませんでしょうか。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まちづくり担当参事の飯田。都市計画課の廣田、仲嶺、上条。倉見拠点づくり課長の鈴木でございます。

なお、都市建設部長の畠山は本日所用があり欠席とさせていただきますのでご了承ください。

それでは会議を進めてまいります。

## 2. 委 嘱 状 交 付

【石黒課長】

次第2の委嘱状交付です。

木村町長より委嘱状の交付をさせていただきます。

町長が席までまいりますので、恐れ入りますがその場でお立ちいただき、お受け取りくださいますようお願いいたします。

《委嘱状交付》

【石黒課長】

なお、本日ご欠席及びWebでご参加いただいております委員の皆様には、別途お渡しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ここで、木村町長よりご挨拶を申し上げます。

**【木村町長】**

本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、連日異常な暑さが続いておりますので、健康管理にはぜひ十分気を付けていただければと思います。

本審議会委員の皆様におかれましては、日頃より町都市計画行政にご指導ご協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

町における近年の都市計画の状況を若干お話しさせていただきますと、面的な整備につきましては、寒川駅北口は区画整理事業が終わり、町の玄関口としての姿が見られるようになりました。一方、田端西地区につきましては、令和元年9月に市街化区域へと編入し、現在、組合施行による土地区画整理事業により、鋭意整備を進めている状況でございます。線的な整備としましては、湘南台方面から寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ、都市計画道路宮山線や平塚市大神地区と結ぶ都市計画道路倉見大神線などが都市計画決定され、今後の整備が期待されている状況でございます。

皆様には、先ほど、委嘱状の交付をさせていただきましたが、委員の任期は2年間となっております、任期中には都市計画において非常に重要な要素となってくる線引き見直しもございます。

これからの寒川町の都市計画について、皆様の各専門分野の知見をお借りして、より良いまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、お力添えいただきますよう、お願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

**【石黒課長】**

ありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、町長につきましては、他の公務によりここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

**【木村町長】**

皆様よろしく願いいたします。

**3. 自 己 紹 介**

**【石黒課長】**

続きまして、次第3自己紹介でございます。

今回は、新たにご就任いただいた方もいらっしゃいますので、資料2の名簿をもとに会場参加の方、web参加の方の順に私がお名前をお呼びいたしますので自己紹介をお願いいたします。

《自己紹介》

#### 4. 議 題

##### 会長・副会長の選任について

【石黒課長】

続きまして、4の議題 会長、副会長の選任でございます。

会長、副会長の選出につきましては当審議会条例第4条により、委員の互選により定めとなっておりますが、今までの経緯等を考慮し事務局より提案させていただきたいと存じます。

委員の皆様よろしいでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【石黒課長】

ありがとうございます。

それではご提案いたします。会長につきましては、前任期に引き続き、都市計画に関連する様々な学識経験をお持ちで、本審議会の委員を長く勤めていただいております、東海大学の梶田先生にお願いできればと考えております。

委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【石黒課長】

ありがとうございます。

委員の皆様のご承認を頂戴いたしました。梶田委員に会長をお願いしたいと存じます。

梶田委員よろしいでしょうか。

**【梶田委員】**

よろしくお願いいたします。

**【石黒課長】**

ありがとうございます。梶田会長よろしくお願いいたします。

続きまして副会長の選任でございます。

事務局といたしましては、前任期中においても副会長としてご尽力をいただき、当審議会への造詣が深い内野委員に引き続きお願いできればと考えております。

委員の皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

(異議なし)

**【石黒課長】**

ありがとうございます。

委員の皆様のご承認を頂戴いたしました。内野委員に副会長をお願いしたいと存じます。

内野委員よろしいでしょうか。

**【内野委員】**

よろしくお願いいたします。

**【石黒課長】**

ありがとうございます。内野副会長よろしくお願いいたします。

それでは、ここで会長、副会長は席のご移動をお願いいたします。

委員皆様のご協力により会長、副会長が決まりましたので、これから先は、梶田会長に進行をお願いしたいと存じます。

梶田会長よろしくお願いいたします。

**【梶田会長】**

前回に引き続き会長に就任いたしました梶田でございます。

忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 5. 報 告 事 項

### 都市計画道路 倉見大神線の変更について

#### 【梶田会長】

早速ではございますが、本日の議事に移りたいと思います。

本日は報告事項 1 件でございます。都市計画道路 倉見大神線の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

《説明》

#### 【事務局】

それでは、都市計画道路倉見大神線の変更についてご説明いたします。

本案件につきましては、昨年度 2 月に都市計画審議会に報告させていただいた案件でございますが、その後手続き上どのようなプロセスを踏んできたのか、といった内容を新たにご説明いたします。また、新たな委員も就任されたことから、概要について改めて説明したうえで今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元の資料及びスライドをご覧ください。

位置関係につきましては、相模川、東海道新幹線があり、赤色の箇所が今回変更となる、倉見大神線でございます。この路線については当初より、柳島寒川線に接続、そして対岸の大神地区をとおり、国道 129 号に接続する路線でございます。

本路線につきましては、両地区を結ぶ路線であるとともに、広域道路ネットワークとして県道 410 号に認定され、湘南台方面から平塚市大神地区にかけての、一体的な広域道路ネットワークの形成に寄与するという側面を持って前回の都市計画より、柳島寒川線の当該箇所及び宮山線の 4 車線をもって、両都市間交通の両立という位置づけになっております。

倉見大神線の当初決定の位置づけより説明させていただきます。

当初車線の数 は 4 車線 でしたが、一部南側に表示されている箇所については、一般の用に供する交通を遮断し、バス等の公共交通が通れる専用部分として結んでおりました。一般車両については、2 車線をもって柳島寒川線及び国道 129 号線に接続するという計画 でしたが。

今回はそれを、一般の用に供する 4 車線に変更するというものでございます。

今までの公共交通部の箇所については、当初より倉見地区の新駅、交

通広場に接続する部分の考え方について、当初決定時点より道路区域から外れておりました。

今回は平面で柳島寒川線に接続するという変更をしております。

当初の公共交通の考え方については、引き続き堅持していく、そして倉見地区のまちづくりのボリュームや街区構成に応じて、どのように公共交通の定時性の確保を図っていくのかを検討していきたい、といったところでございます。

断面について、改めてご説明いたします。

当初決定については、先ほどお話した、一般交通と公共交通を分けて計画をしておりました。それを下段に示したとおり、車線の数に変更はございませんが、一般4車線にすることにより、まずは幅員に変更が生じます。公共交通と称する部分の車線の幅員3.0mで構成されておりました。それを一般交通2車線の7.5mに変更をし、併せて車線の部分については中央帯も含めて16.0m、そして歩道の部分については4.5mずつ、また、ここは橋梁部分の嵩上げ式の部分になるので、その幅員を踏まえ、この断面で行けば26.0mとなっております。

こちらを計画書として表したのが、P10の表でございます。

先ほど幅員の変更があったと申した部分の変更、そして延長が約10mの変更があります。

こちらの理由については、当該道路が柳島寒川線に接続する部分の交差点形状の変更でございます。当初は2車線で接続していた箇所が、4車線で接続することによる交差点形状の変更、そしてそれに伴う道路センターの変更などの関係も併せ、延長が約10m減少するという形になっております。変更点については以上の、幅員の変更、延長の変更であり、今後原案確定となる予定の計画書をお示しいたします。

計画書では延長は630m、そして幅員は25mと記載がございます。こちらの25mの記載については、橋梁部分の特殊部分の幅員は除いた部分の25mを代表幅員としております。

次に、この間に手続きを踏んだプロセスとしましては、計画素案を神奈川県公聴会規則に基づいて、閲覧という形を取りました。令和5年4月10日から5月1日の閲覧については、縦覧と同様な形で3週間期間を設けました。その中で、2名の方が閲覧されました。公聴会に向けての公述申出については、申出がなかったため公聴会は開催しないこととなりました。

また、この間に直接的に道路に該当する方々及びその周辺の方々に対しては、閲覧の開催通知等を直接お渡しするなど、周知を図ってまいり

ました。

今後のスケジュールになりますが、都市計画の原案が確定するのが秋ごろ、そして案の法定縦覧を2週間予定してございます。この間には、意見書の提出受付を行い、その後、町の都市計画審議会及び神奈川県都市計画審議会などを通し、最終的な都市計画変更の告示を令和5年度末頃に予定しております。

本案件の説明は以上となります。

#### 【梶田会長】

ありがとうございます。都市計画道路倉見大神線の変更について、前回報告があったかと思いますが、こちらについての報告ということでございました。

ご質問ご意見等ございましたら、挙手やチャット等お願いいたします。

#### 《質問》

#### 【柳田委員】

P8のトランジットセンターについてお伺いします。

平塚側については大神地区のまちづくり計画の中でトランジットセンターの計画がされていると思いますが、寒川側についてどうなのでしょう。トランジットセンターと言えば、周辺に商業施設や産業施設を設置することにより、多くの方々が公共交通を利用して移動するようになるなど、多極ネットワーク型コンパクトシティなど立地適正化計画に沿って高頻度で拠点を結ぶ、地域公共交通を実現する拠点として理解しております。その中で寒川町では、上位計画である都市マスタープランや総合計画において、都市基盤整備や都市未来拠点として明記されており、地域公共交通会議では地域公共交通計画の策定についてなどを示していると思います。

今回の倉見大神線の関連でトランジットセンター等何か寒川側において議論がされているかをお伺いします。

#### 【事務局】

平塚側のトランジットセンターに相当するような、寒川側の公共交通を賄う都市施設の考え方があるかどうか、と言ったことでよろしいでしょうか。

その機能については、冒頭説明させていただいた、新駅北口交通広場

に接続する考えについて引き続き持ち続けております。

倉見地区の端末施設としては、交通広場にて公共交通及び新駅へのアクセス性の確保等として今後検討することになっております。

**【梶田会長】**

ありがとうございます。

現在、平塚の方でも都市計画決定をし、アウトレットモールもできたことにより、今後は新駅を含めてこれから検討されていくことかと思っておりますので、ぜひうまく連携して活かしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他はございませんでしょうか。

全体として、大きくは公共交通と一般を一緒にして、4車線という変更をされるということですが、今後は平塚側との連携や新駅の動向を見ながらうまく活用していくとして、当面は4車線を連携し広域的に進めるということですが。

私から質問なのですが、最近平塚側でアウトレットができ、寒川側の変化等はございますか。

**【事務局】**

目に見える形で、例えばこの倉見大神線ができれば平塚市大神地区との連携が見えるところではあります。

神川橋等にどう影響しているのかという点に関しては、寒川側から平塚側に向かう際に右折がかなりあり、それが対岸の寒川側に影響することもありましたが、交通上そのものの支障は聞いておりません。

道路面の影響があったかということに関しては、大規模ショッピングセンターという魅力があり、より総合的に、一か所に行けば事足りるといこともあります。となれば、倉見地区のまちづくりや、神奈川県にも倉見大神線の整備を早期に進めていただき、まずは大神地区のポテンシャルを町としても享受していきたいところであります。

**【梶田会長】**

ありがとうございます。

確かに言われるとおり、橋がつながれば効果的になるということでもあります。今後もこれについては進めていただけるよう、県との調整も含めてよろしく願いいたします。

それではこの報告事項については、いったんここで終わりたいと思

ます。もしまた何かお気づきの点等ございましたら、後程お願いいたします。

## 6. その他

### 【梶田会長】

続きまして、その他に移らせていただきます。

まず事務局の方からよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

その他ということで、こちらは直ちに諮問答申等といった話ではないのですが、1点目として、第8回線引き見直しの関係について、そして2点目として、相模川流域下水道について、でございます。

(第8回線引き見直しについて)

### 【事務局】

線引き見直しについては、案件の内容上多岐にわたるため、2月に続いて、今回は寒川町としての都市計画を左右することになる内容についてご説明いたします。

まず内容としては、4点ございます。

線引き見直しについての経過等について、8回目の見直しの基準となる基本的基準について、そして、寒川町における見直しの内容について、最後に今後のスケジュールについて、でございます。

線引き見直しについては、都市計画区域、寒川町については茅ヶ崎都市計画区域と称しており、茅ヶ崎市と一体の都市計画区域となっております。行政界を超えて都市計画区域を設定しているところは県内には2箇所あり大井・中井、湯河原・真鶴でございます。

線引き見直しというのは概ね10年後の将来人口予測に従い、都市計画区域の都市的土地利用をどう整備開発していくのか、自然的土地利用である農地や山林、河川区域などをどう保全していくのか、ということ神奈川県レベルで調整を図りながら決めていくものでございます。またそれに加え、無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区分するという部分を改めて検討するという内容になっております。

今申し上げた点について、行政区域をまたぎ、茅ヶ崎市と一体で検討していくものでございます。前回の見直しである第7回線引き見直しにつきましては、平成28年に都市計画の告示をしました。また、当初線

引きについては昭和 45 年に行っており、区域区分及び整備開発及び保全の方針を定めてまいりました。

線引き見直しの内容としては、まずは整備、開発及び保全の方針を略した整開保と呼ばれる方針を決定します。こちらは 4 つの方針があります。

1 点目は、都市全体の計画策定の考え方、これについては土地利用、用途地域や地区計画などにより、形態制限などを行う手法を用いた土地利用、そして、それを支える、道路や公園、下水道などの都市施設、計画的整備を図る箇所などにおいては、土地区画整理事業などの市街地開発事業、そういった内容を項目ごとに記載し、なお、整備順位については概ね 10 年以内に整備すべき箇所等も示すことになっております。

2 点目の都市再開発の方針について、寒川町においては、寒川駅周辺地区ということで、北口については事業が終了しております。南口については駅前広場が未整備なことより、その整備の方針、そしてその南側の旧大山街道沿いに、路線型の近隣商業地域が展開している部分について、商店街としての体裁が失われつつあるので、都市計画道路中海岸寒川線の整備に合わせて南口周辺に、土地利用の再配置をしたいという考え方も含んでおります。

3 点目の住宅市街地の開発整備の方針について、現存の住宅市街地については、維持保全を図り、新たに再配置する駅周辺の住宅市街地のあり方についても方針として掲げております。

4 点目の防災街区整備方針については、茅ヶ崎都市計画において該当はございません。

続いて、寒川町における具体内容に映らせていただきます。寒川町において、総合計画及び都市マスタープランにて、3 つの拠点を位置付けております。

寒川駅北口地区については、平成 30 年に事実上の事業完了である換地処分が行われております。南口については、今後駅前広場の整備等を図っていきます。

寒川南インターチェンジを含んだ土地の区域については、第 7 回線引き見直しにおいて、市街化区域への編入を予定している保留区域として位置付けられておりましたが、令和元年に市街化区域に編入いたしました。寒川駅北口については行政施工で行いましたが、この部分については地権者が集まり、組合を作った中での組合施行という形で大和ハウス工業が業務を代行するものとして、組合と一緒に事業を進めているところでございます。こちらは、令和 8 年に事業を完了することとなっております。

ることより、今回の見直しにおいて保留の位置づけから除かれております。

そして最後に、先ほど倉見大神線の報告でも話題にさせていただきましたが、寒川町の拠点の最終章であるツインシティ倉見地区というものを、7回線引きでは位置と区域は明示しない一般保留区域として位置付けておりました。8回線引きにおいても引き続き地権者との合意形成に努め、土地利用の方針や事業手法の検討、最終的には事業に対する同意状況を確認させ、市街化編入をするため、保留区域として位置付けるべく現在神奈川県と調整を行っております。

その他、事務的変更の予定箇所もございますが、今後も報告の機会があることより、最後に今後のスケジュールを説明させていただきます。

この手続きについては、神奈川県決定であることより、先ほどの倉見大神線と同じプロセスをたどってまいります。

本日については、最初の段階の情報提供とさせていただき、都市計画の法令に基づく説明会や神奈川県に対する案の申し出、公聴会の開催に向けた素案の閲覧などを行い、最終的には令和7年度中の告示を目指して神奈川県と協議をしております。

説明については以上です。

#### 【梶田会長】

ありがとうございます。

1点目については、線引き見直しについてご説明をいただきました。皆様方から何かございますか。

大きくは3つの拠点でだいたい2つは終わったということで、いよいよ倉見ということだと思います。

7回線は一般保留ということで、今回も同じようなところで行くのかと思います。

#### 【事務局】

神奈川県との協議もさることながら、地元との協議もございます。先ほど引き続き一般保留なのかというお話もございましたが、事業手法の検討まで同意がいただければ、位置と区域を明示するところの特定保留を設定することも可能でございます。

今後も引き続き神奈川県との協議及び地元との合意形成を今後見計らい、今年度中にはそのあたりの協議をしていくということになります。

**【梶田会長】**

ありがとうございます。

引き続き進めていただいて、新幹線についても調整し実現するように進めていただければと思います。

他はございませんでしょうか。今後についても進捗状況をその都度審議会でも報告があるかと思しますので、よろしく願いいたします。

(相模川流域下水道寒川平塚幹線について)

**【梶田会長】**

続いて2点目の説明をお願いいたします。

**【事務局】**

2点目の報告事項について、新たにご報告をさせていただき、案件でございまして、相模川流域下水道寒川平塚幹線について、でございます。

こちらあらかじめの情報提供をさせていただきます。

内容に踏み込む前に、そもそもの下水道とはといった部分から説明させていただきます。下水道とは、汚水と雨水に神奈川県では分流式と呼んでいますが、分けて処理をしております。今回はそのうち、汚水管に係るものでございます。これを地域のレベルで説明させていただきます。

ご覧のとおり、相模川流域については、関連市町の流域を背負っており、今まではこの相模川を挟み、下流に向けて左側を左岸、右側を右岸という形で、それぞれの終末処理場に接続し、処理をしております。寒川については、町が管理する下水道については公共下水道、今回の案件である、寒川平塚幹線については、神奈川県が管理する流域下水道という位置づけであります。それを左岸と右岸で分けて処理していた汚水を、川をまたいで、位置的には四之宮水再生センターの区域の南端に接続するといった形でございます。

この部分の河床14mから15mという深さの位置に、2,000mmの内径の管を通して、相互融通機能を果たす目的でこの位置で敷設するものでございます。計画の目的につきましては、道路や橋梁でも言われている、施設自体の対応年数や施設の更新の際に、処理能力が落ちることになるため、その時期をずらすために工期の賄いをして、処理できない部分をそれぞれの処理センターで融通して処理するというような方法を目的としております。今回はこの位置に下水道の管渠を埋設する形になりま

すが、場所としては産業道路より地下に埋設し、川を下越ししたうえで、四之宮の再生センターの南端に接続するといった計画でございます。

今回は地面部分が一部市道を除き官地であり、河川空間であります。土地を買収するなどといった大きな部分は基本的にはございません。工事の関係で一部使用させていただくなどの部分があるかと思いますが、現在神奈川県と情報の整理をしている段階であり、工事の仕方や使用施設などの断面図などをお示ししながらご議論いただきたいと思いますと考えております。

こちらは倉見大神線と同様、当初決定を平成 20 年代に行っている部分を、工事の状況や交差点部分での安全確保を考慮したうえで、北側に 120m ほど管を伸ばした中で、既設の人孔に併設する副管を設けたうえで処理をするという一部計画変更をしております。

平塚側についても、施設のレイアウト変更などにより一部変更が生じているといったものでございます。

説明については以上です。

**【梶田会長】**

ありがとうございます。相模川流域下水道の幹線についてご説明をいただきました。

ただいまの説明について、皆様からご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

《質問》

**【梶田会長】**

昨今豪雨が降っており、こういったことにも対応するといったことでよろしいでしょうか。

**【事務局】**

施設の更新だけではなく、昨今では污水管に対する雨水の混入率も上がってきております。あるいは、地震災害の際に、片方の処理施設で一部破損が生じ、能力が失われた際に対応できるような相互互換機能ということもございます。

**【梶田会長】**

計画変更の理由で安全性ということもあつたが、建設費等の費用についても若干上がってしまったのでしょうか。

**【事務局】**

当初決定の時より、改めて実証実験などで効果検証や費用検証をしたうえで、このルートに変更するのが望ましいということでもあります。

**【梶田会長】**

効果検証され、最適なものを選んだということでございます。

元のルートから少し変更があったということで、大きな変更ではないかと思えます。

その他はございますか。よろしいでしょうか。

それでは2件目の説明についても終了させていただきます。

**7. 閉 会**

**【梶田会長】**

久々の会場ということや、ハイブリットによる機材トラブル等も一部ございましたが、無事に進行を進めることができました。時間もお話のあった概ね1時間ということで、本日はありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

**【石黒課長】**

梶田会長、議事の進行ありがとうございました。本日予定しておりました案件は以上となります。途中一部機材の問題が生じてしまい申し訳ございませんでした。次回以降スムーズな進行に努めてまいります。

今年度の都市計画審議会の開催予定でございますが、現時点では10月末頃に第2回、11月末頃に第3回目を予定しております。

開催方法につきましては、今後の状況等を踏まえて検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議にご協力いただきありがとうございました。

これもちまして、令和5年度第1回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

Web参加の委員におかれましては随時退出ボタンを押してご退出願います。

<p>配付資料</p>	<p>資料 1 寒川町都市計画審議会条例  資料 2 寒川町都市計画審議会委員名簿  資料 3 都市計画道路 倉見大神線の変更について スライド資料  資料 4 第 8 回線引きについて スライド資料  資料 5 第 8 回線引き見直しにおける基本的基準の概要  資料 6 第 8 回線引き見直しにおける基本的基準  資料 7 相模川流域下水道寒川平塚幹線について スライド資料</p>
<p>議事録承認  委員及び議  事録確定年  月日</p>	<p>出席委員全員により承認（令和 5 年 9 月 2 2 日確定）</p>